

第 3 9 号 議 案

島 本 町 議 会 議 長 の 辞 職 に つ い て

島 本 町 議 会 議 長 の 東 田 正 樹 氏 から 議 長 を 辞 職 し た い 旨 申 し
出 ら れ ま し た の で 、 地 方 自 治 法 第 1 0 8 条 の 規 定 に よ り 、 議 会 の
許 可 を 求 め ま す 。

令 和 5 年 5 月 1 7 日 提 出

島 本 町 議 会 副 議 長 大 久 保 孝 幸

第 1 号選挙

島本町議会議長の選挙

地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行います。

令和 5 年 5 月 1 7 日 提出

島本町議会副議長 大久保 孝幸

第 4 1 号 議 案

島 本 町 議 会 副 議 長 の 辞 職 に つ い て

島 本 町 議 会 副 議 長 の 大 久 保 孝 幸 氏 から 副 議 長 を 辞 職 し た い
旨 申 し 出 ら れ ま し た の で 、 地 方 自 治 法 第 1 0 8 条 の 規 定 に よ り 、
議 会 の 許 可 を 求 め ま す 。

令 和 5 年 5 月 1 7 日 提 出

島 本 町 議 会 議 長 清 水 貞 治

第 2 号 選挙

島本町議会副議長の選挙

地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行います。

令和 5 年 5 月 1 7 日 提出

島本町議会議長 清 水 貞 治

第 3 号 選挙

淀川右岸水防事務組合議会議員 1 人の補欠選挙

淀川右岸水防事務組合議会議員が欠員となったので、同組合規約第 7 条第 2 項の規定により、その補欠選挙を行います。

令和 5 年 5 月 1 7 日 提出

島本町議会議長 清水 貞 治

第 1 号選任

常任委員会委員の選任について

島本町議会委員会条例第5条の規定により、次のとおり選任します。

令和 5 年 5 月 1 7 日提出

島本町議会議長 清水 貞 治

総務建設水道常任委員会委員（7人）

| | | |
|---------|---------|---------|
| 川 嶋 玲 子 | 山 口 博 好 | 中 嶋 洵 智 |
| 福 嶋 保 雄 | 中 田 みどり | 東 田 正 樹 |
| 清 水 貞 治 | | |

民生教育消防常任委員会委員（7人）

| | | |
|---------|---------|---------|
| 野 口 日利美 | 大久保 孝 幸 | 長谷川 順 子 |
| 平 井 均 | 伊集院 春 美 | 戸 田 靖 子 |
| 永 山 優 子 | | |

第 4 2 号 議 案

議 会 運 営 委 員 会 委 員 の 辞 任 に つ い て

議 会 運 営 委 員 会 委 員 の 伊 集 院 春 美 、 川 嶋 玲 子 、 大 久 保 孝 幸 、 中 田 み ど り 及 び 平 井 均 の 5 委 員 か ら 、 本 委 員 会 の 委 員 を 辞 任 し た い 旨 申 し 出 ら れ ま し た の で 、 島 本 町 議 会 委 員 会 条 例 第 1 0 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 議 会 の 許 可 を 求 め ま す 。

令 和 5 年 5 月 1 7 日 提 出

島 本 町 議 会 議 長 清 水 貞 治

第 2 号選任

議会運営委員会委員の選任について

島本町議会委員会条例第 5 条第 4 項の規定により、次のとおり選任します。

令和 5 年 5 月 1 7 日提出

島本町議会議長 清 水 貞 治

議会運営委員会委員（5 人）

| | | |
|---------|---------|---------|
| 川 嶋 玲 子 | 大久保 孝 幸 | 中 田 みどり |
| 東 田 正 樹 | 伊集院 春 美 | |

第 1 号 推薦

島本町都市計画審議会委員の推薦について

島本町都市計画審議会条例第2条第2項第2号の規定により、
次のとおり島本町都市計画審議会委員に推薦します。

令和 5 年 5 月 1 7 日 提出

島本町議会議長 清 水 貞 治

島本町都市計画審議会委員（4人）

野 口 日利美 中 嶋 洵 智 中 田 みどり
平 井 均